

生活保護

日本国憲法は、国民に基本的人権のひとつとして生存権を保障し、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（憲法第 25 条）と規定しています。この憲法によって保障された生存権を実現するための制度のひとつとして制定されたのが生活保護制度です。

生活保護は、経済的に困窮する人に対し、無差別に最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。活用できる資産や稼働能力のある場合には、それらを活用する必要があり、民法上の扶養義務者の扶養や他の法律・制度による扶助が期待できる場合には、すべて生活保護に優先します。ただし、扶養義務者による扶養は生活保護の要件ではなく、事情によって照会を実施しない場合もあります。生活保護を受けるためには、まず各自が能力に応じた最善の努力をすることが必要で、そのような努力をしてもなお最低生活が営めない場合、初めて保護が適用されます。このような考え方を「補足性の原理」と言い、生活保護においては極めて重要な考え方となっています。

生活保護の申請は、国民の権利です。原則として要保護者又は扶養義務者等からの申請に基づいて開始されますが、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができます。

申請があると、地区担当員（ケースワーカー）がその世帯を訪問し、保護が必要かどうかについて調査をします。保護が必要となった場合には、居宅において必要な金銭や医療等の給付を行うのが原則ですが、居宅での保護が困難なときは、病院や施設等で保護することになります。

1 保護の動向

保護率の推移をみると、平成 4 年 7 月で 4.4%と最も低い保護率でしたが、その後増加傾向を示し平成 26 年 3 月は 12.1%となり、令和 5 年 3 月の保護率は 8.7%となっています。保護世帯数は、平成 26 年 4 月には 2,211 世帯となり最高値となりましたが、その直後から減少傾向を示し、令和 5 年 3 月には 1,848 世帯となりました。

開始、廃止世帯の動向では、平成 5 年度以降、しばらく開始世帯が廃止世帯を上回る傾向が続いたものの、平成 27 年度以降逆転し、令和 4 年度は、開始 209 世帯、廃止 227 世帯でした。

（生活福祉課）

2 保護の内容

保護は、その内容によって8種類の扶助に分けられています。

① 生活扶助

生活扶助は、日常生活を営むうえで必要な飲食物費・被服費・光熱水費・家具什器費などで、この基準には一般的・共通的な基準生活費と妊産婦・障害者等が特別な経費に充てるための加算とがあります。

② 住宅扶助

住宅扶助は、借家や借間住まいの人に対する家賃や間代、自家居住者の地代などです。また家屋の畳・建具・水道設備などの破損部分の、補修費も含まれます。

③ 教育扶助

教育扶助は、義務教育就学中の児童・生徒の教育に要する一切の経費です。したがって、副読本・ワークブック等の図書購入費、学校給食費、また交通費等も含んでいます。

④ 医療扶助

医療扶助は、疾病や負傷に必要な給付を行うもので原則として現物給付です。通院・入院・投薬や手術のほか、治療材料、また医師の同意などの条件を満たせば施術が対象となる場合もあります。

⑤ 介護扶助

介護扶助は、介護サービスを受けるときの給付で、原則として介護券等による現物給付です。居宅介護、福祉用具の給付、住宅改修、施設介護などを受けることができます。平成12年度に、介護保険制度の施行に伴い新設されました。

⑥ 出産扶助

出産扶助は、出産に伴う諸々の経費ですが、入院して分娩する場合の入院料も含まれます。

⑦ 生業扶助

生業扶助は、保護を受けている人が小規模な事業を営むために必要な整備や運営に要する生業費、就業するための技能を修得する場合の授業料や交通費に要する技能習得費、就職が確定した新規就職者が洋服などの購入費に充てる就職支度金があります。

⑧ 葬祭扶助

葬祭扶助は、保護を受けている人が死亡した場合の葬祭費ですが、単身の保護者が死亡した場合には、その人の葬祭を現実に行う人に支給されます。

これらに加えて、臨時的に特別な需要が生じた場合に、被服費、家具什器類、移送費、入学準備金などの一時扶助を行います。

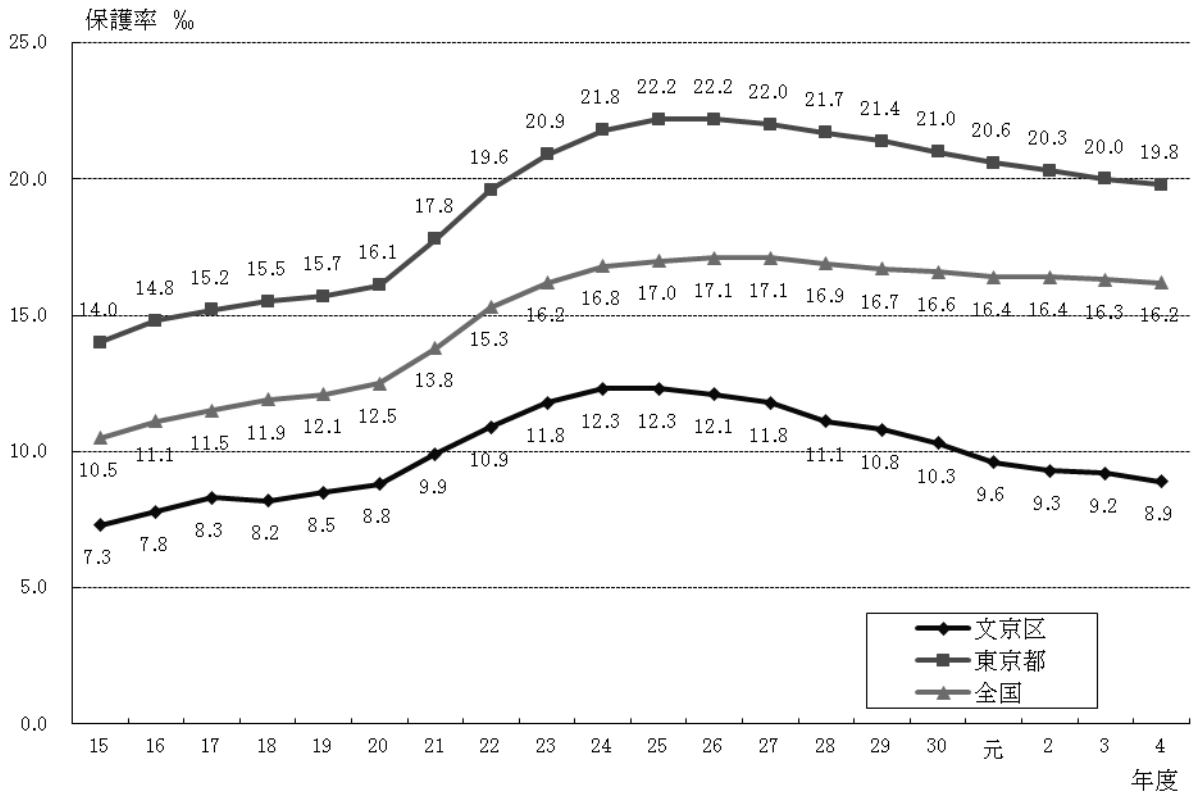
(相談件数、上段：延件数・下段：実件数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活保護	726	503	840	1,364	1,551
	598	448	494	717	737
路上生活者	935	746	601	542	543
	207	170	167	156	169
その他	21	14	10	16	5
合計	1,682	1,263	1,451	1,922	2,099
	805	618	661	873	906

(生活福祉課)

ア 被保護者の動向 (保護率=1000 分比)

当該年度における月平均



イ 生活保護扶助費の執行状況

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比
生活扶助費	1,349,042	27.9	1,269,183	27.7	1,225,662	27.9	1,208,665	27.0	1,176,954	27.0
住宅扶助費	1,072,486	22.1	1,037,279	22.7	1,021,845	23.3	1,027,050	23.0	1,005,638	23.0
教育扶助費	5,590	0.1	3,040	0.1	2,835	0.1	2,441	0.1	2,291	0.1
介護扶助費	192,007	4.0	195,684	4.3	196,999	4.6	175,493	3.9	162,647	3.7
医療扶助費	2,146,967	44.3	2,006,943	43.8	1,870,766	42.6	1,994,785	44.6	1,966,820	45.0
出産扶助費	0	0	0	0.0	9	0.0	16	0.0	0	0.0
生業扶助費	2,992	0.1	1,649	0.0	1,787	0.0	1,240	0.0	1,250	0.0
葬祭扶助費	13,531	0.3	15,326	0.3	10,851	0.2	11,170	0.2	17,437	0.4
施設保護費	12,844	0.3	10,246	0.2	13,448	0.3	10,989	0.2	7,107	0.2
施設事務費	45,293	0.9	39,440	0.9	45,558	1.0	42,467	1.0	28,209	0.6
計	4,840,752 千円	100.0 %	4,578,790 千円	100.0 %	4,389,760 千円	100.0 %	4,474,316 千円	100.0 %	4,368,353 千円	100.0 %

ウ 被保護者人口の動態

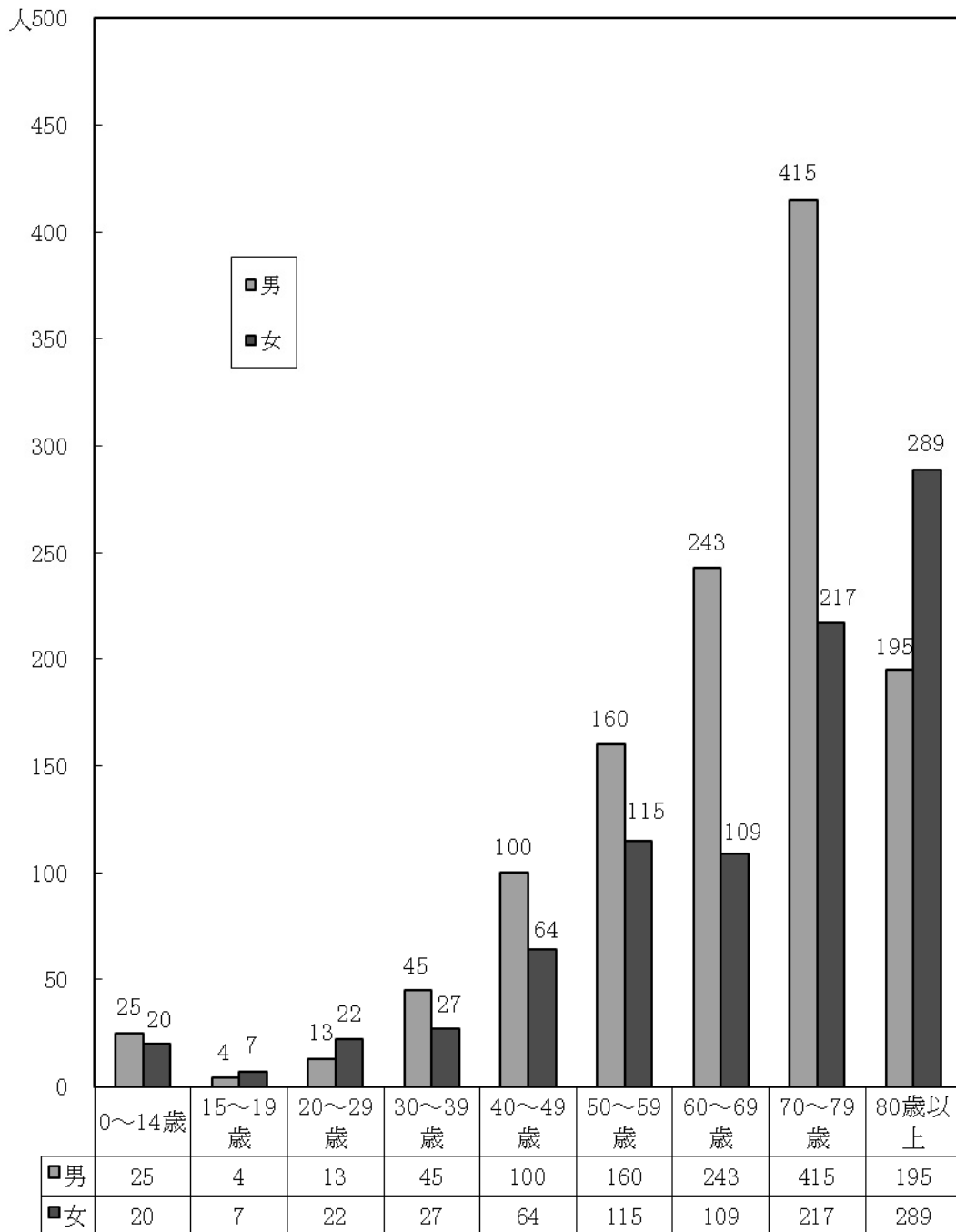
文京区の被保護者人口の推移は、減少傾向にあり、令和3年には2,095人となっています。

被保護者調査（各年度7月31日現在）

（ ）内構成比

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	2,294人 (100%)	2,212人 (100%)	2,127人 (100%)	2,095人 (100%)	2,070人 (100%)
男	1,315人 (57.3%)	1,275人 (57.6%)	1,224人 (57.5%)	1,214人 (57.6%)	1,200人 (58.0%)
女	979人 (42.7%)	937人 (42.4%)	903人 (42.5%)	881人 (42.4%)	870人 (42.0%)

エ 被保護者の男女別年齢構成図（令和4年7月31日現在）



総数 2,070人 男 1,200人 女 870人

オ 保護の実施状況

(ア) 保護世帯・人員及び扶助別数

(当該年度月平均)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被保護者	世帯数	2,008	1,944	1,913	1,901	1,867
	人員	2,267	2,162	2,114	2,086	2,034
	世帯指数	97	97	98	99	98
保護率%	文京区	10.3	9.6	9.3	9.2	8.9
	東京都	21.0	20.6	20.3	20.0	19.8
	全国	16.6	16.4	16.4	16.3	16.3
生活扶助	世帯	1,698	1,640	1,618	1,601	1,564
	人員	1,905	1,804	1,774	1,741	1,686
住宅扶助	世帯	1,760	1,713	1,690	1,685	1,660
	人員	1,987	1,901	1,864	1,842	1,799
教育扶助	世帯	33	23	18	17	16
	人員	43	28	23	20	19
介護扶助	世帯	459	463	495	508	509
	人員	470	473	504	519	519
医療扶助	世帯	1,684	1,630	1,583	1,574	1,559
	人員	1,850	1,764	1,701	1,691	1,662
出産扶助	世帯	0	0	0	0	0
	人員	0	0	0	0	0
生業扶助	世帯	18	10	11	9	4
	人員	20	12	12	9	5
葬祭扶助	世帯	7	8	6	6	8
	人員	7	8	6	6	8
計	世帯	5,659	5,487	5,421	5,400	5,320
	人員	6,282	5,990	5,884	5,828	5,698

(イ) 被保護世帯類型 (各年度3月実績)

(単位：世帯)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 傷病・障害世帯	429	410	395	392	398
2 高齢者世帯	1,231	1,205	1,221	1,215	1,183
3 母子世帯	43	34	32	32	29
4 その他の世帯	284	267	261	256	238
計	1,987	1,916	1,909	1,895	1,848

(ウ) 被保護世帯労働類型 (各年度3月実績)

(単位：世帯)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 働いている者のいない世帯	1,628	1,584	1,601	1,599	1,538
2 世帯主が働いている世帯※	327	310	286	271	287
3 世帯主は働いていないが、 世帯員は働いている	32	22	22	25	23
計	1,987	1,916	1,909	1,895	1,848

※ 世帯主が働いている世帯の内訳

(単位：世帯)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 常用労働者	126	107	91	83	83
2 日雇労働者	78	75	72	74	71
3 その他就労者	120	125	119	109	127
4 内職者	3	3	4	5	6
計	327	310	286	271	287

(エ) 保護の開始・廃止

(単位：世帯)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請	252	180	203	208	223
取下	8	13	3	1	8
却下	9	6	11	3	5
開始	230	163	192	202	209
廃止	236	216	186	203	227

(オ) 保護開始・廃止理由別構成

保護開始理由別構成

(単位：世帯)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 世帯主の傷病	106	73	58	56	59
2 世帯員の傷病	2	6	0	2	3
3 働いていた者の死亡・離別・不在	0	0	1	1	1
4 1.2によらぬ収入減少・喪失	96	59	103	107	104
5 年金・仕送り等の減少・喪失	3	8	7	5	4
6 その他	23	17	23	31	38
計	230	163	192	202	209

保護廃止理由別構成

(単位：世帯)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 世帯主の傷病治癒	0	0	0	0	1
2 世帯員の傷病治癒	1	0	0	0	0
3 死亡・失踪	126	117	117	131	126
4 1.2によらぬ収入増加・取得	20	27	18	15	20
5 年金・仕送り等の増加	1	6	7	13	22
6 その他	88	66	44	44	58
計	236	216	186	203	227

カ 医療券発行状況

生活保護法による医療扶助の診察、投薬、医学的処置、手術その他の給付及び病院等への入院は特別の場合を除き、医療券等の発行（現物給付）により行います。（単位・枚）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入院	医科	2,539	1,899	1,751	1,795	1,707
	合計	2,539	1,899	1,751	1,795	1,707
入院外	医科	35,954	35,236	34,029	34,522	34,887
	歯科	7,042	6,938	6,270	6,411	6,445
	治療材料	122	103	91	103	95
	訪問看護	470	512	544	552	718
	移送	0	0	0	0	0
	マッサージ	53	70	58	67	74
	薬局	31,065	30,506	30,106	30,474	30,571
	柔道整復	9	0	0	0	0
	はり・きゅう	35	31	14	4	4
	計	74,750	73,396	71,112	72,133	72,794
合計	79,149	77,289	75,295	72,863	74,501	

キ 介護券発行状況

生活保護法による介護扶助の給付は、特別の場合を除き介護券の発行（現物給付）により行います。（単位・枚）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護券発行枚数	18,527	18,825	19,129	22,079	22,632

ク 嘱託医の活動状況

生活保護法による医療扶助の適正な実施をはかるため「文京区嘱託医設置要綱」に基づき嘱託医が福祉事務所に配置されています。嘱託医は、一般科及び精神科の会計年度任用職員で医療扶助に関し、指定医療機関から提出される各給付要否意見書の内容についての技術検討や、要保護患者に対する指導又は検診及び指定医療機関に対する指導等の事務を行っています。

嘱託医取扱い件数

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
要否意見書審査数	入院	結核	0	0	0	0	
		精神	155	136	138	98	145
		他の疾病	932	824	689	781	698
	入院外	5,620	5,528	5,285	5,403	5,485	
	歯科	1,020	1,027	953	971	931	
	治材・移送・施術	576	529	520	558	586	
	看護	100	111	117	133	166	
	その他	214	174	162	153	183	
	合計	8,617	8,329	7,864	8,097	8,194	

（生活福祉課）

3 法外援護

法律に基づく保護に加え、文京区では生活保護世帯に対し次のような独自の施策を行っています。

(1) 自立促進事業費の支給

(事業開始 平成 17 年度)

(単位：件・円)

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
支給事業	支給対象 経費	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
就労支援	就労支援費	7	116,629	8	155,909	1	20,000	7	139,718	5	56,406
	緊急一時 保育費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会参加 活動支援	社会参加 活動支援費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域生活 移行支援	住宅契約 関係費	43	751,560	23	405,836	35	614,200	46	809,300	41	749,800
	高齢者等 生活環境 改善事業	6	779,314	5	805,479	7	1,258,700	3	235,500	5	783,000
	生活支援 事業	47	318,060	24	166,480	43	384,044	52	336,575	59	430,930
	住宅契約 支援事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	債務整理 援助事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康増進 支援	健康増進 支援費	2	14,528	0	0	1	4,268	4	25,757	0	0
次世代 育成支援	次世代 育成支援費	50	1,539,433	13	844,400	14	635,880	20	721,540	14	203,600
計		155	3,519,524	73	2,378,104	101	2,917,092	132	2,268,390	124	2,223,736

(2) 学童服・運動着購入費用の補助

(事業開始 昭和 44 年度)

小・中学校に在籍する生活保護世帯の児童・生徒を対象に、学童服と運動着の購入費用を支給して就学を奨励しています。

学童服購入費用の補助状況

(単位：円・人・世帯)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
学 童 服	支給単価	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	
	件 数	小学生	28	18	12	11	10
		中学生	9	6	5	6	5
		計	37	24	17	17	15
	世帯数	32	19	15	14	14	

運動着購入費用の補助状況

(単位：円・人・世帯)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
運動着	支給単価	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	
	件数	小学生	32	19	12	15	10
		中学生	15	9	11	8	8
		計	47	28	23	23	18
	世帯数	36	23	19	20	15	

(3) 夏季健全育成費の支給

(事業開始 昭和63年度)

小・中学校に在籍する生活保護世帯の児童・生徒を対象に、夏季休業中の各種野外活動等に参加するための準備費用を支給して、当該児童・生徒の健全な育成を図っています。

夏季健全育成費の支給状況

(単位：円・人・世帯)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給額(円)		3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
件数(人)	小学校	32	20	12	14	11
	中学校	15	8	11	7	9
	計	47	28	23	21	20
世帯数		37	23	19	18	17

(4) 中学校卒業生への自立援助金の支給

(事業開始 昭和63年度)

生活保護世帯で中学校を卒業し就職する方へ、就職支度金を支給して自立を援助しています。なお、高等学校へ入学する方への入学支度金は、平成17年度から法内援護で支給することになり廃止になりました。

中学校卒業生への自立援助金の支給状況

(単位：円・人・世帯)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
内容	就職支度金	就職支度金	就職支度金	就職支度金	就職支度金	就職支度金
金額(円)	51,500	51,500	51,500	51,500	51,500	51,500
件数(人)	0	0	0	0	0	0
世帯数	0	0	0	0	0	0

(5) 修学旅行等支度金の支給

(事業開始 平成元年度)

生活保護世帯で修学旅行等に参加する小学6年生・中学3年生に対し、修学旅行等参加支度金を支給して自立を援助しています。

修学旅行支度金の支給状況

(単位：円・人・世帯)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学生	支度金	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
	人数	3	3	1	4	3
中学生	支度金	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
	人数	6	2	3	2	4
対象総世帯数		9	5	4	6	6

(生活福祉課)

